

令和3年度鳥取県理学療法士等修学資金修学生募集のお知らせ

【制度の概要】

- 鳥取県理学療法士等修学資金は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）の養成及び確保を図るため、理学療法士等養成施設に在学する者（言語聴覚士にあつては、大学等で受験資格を得るために必要な科目を修得中である者も対象となる。）で、卒業後鳥取県内において理学療法士等として業務に従事しようとする者に無利息で貸与するものです。
- 養成施設を卒業した後、2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、鳥取県内で修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間以上従事した場合、修学資金の返還の債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還の債務の全部又は一部が免除されます。
※ 一定の条件を満たせば、修学資金の返還は免除されますが、鳥取県において卒業後の就業先を確約、斡旋するものではありませんので、御了承ください。

1 貸与対象者（資格）

次に掲げる要件を満たす方で、卒業後鳥取県内において理学療法士等の業務に従事する意思のある方。

※ 令和3年4月に入学した方だけでなく、2学年以上の方についても対象となります。

- (1) 養成施設に在学している者であること。
- (2) 将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者であること。
- (3) 学業成績優秀で心身ともに健全であること。

2 募集定員

60名

※ 募集定員を超過した場合は、「1 貸与対象者（資格）」をより満たすと判断した方を優先的に選考します。

3 申請方法

- (1) 申請については、在学する養成施設を通じて行うものとします。
- (2) 貸与希望者（学生）は、所定の書類を令和3年4月15日（木）までに、在学する養成施設に提出してください。

※ 貸与希望者（学生）からの提出期限は、各養成施設において延長いただいても構いません。

- (3) 各養成施設で申請書を取りまとめの上、9の提出先へ提出してください。

[申請書類]

- ① 修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書
- ③ 在学する養成施設の長の修学生推薦調書（様式第3号）（養成施設で作成）
- ④ 修学資金の貸付けを受けようとする理由を記載した書面
- ⑤ 振込口座等登録申請書（及び通帳等の写し）

※ 貸付希望者名義（本人）の口座を記入してください。

4 提出期限

令和3年5月24日（月）（必着）

※ 養成施設から鳥取県への提出期限です。

5 貸与額（月額）

- (1) 月額 32,000 円 国公立等養成施設（大学、短期大学、高等専門学校を含む）
 - (2) 月額 36,000 円 その他の養成施設（大学、短期大学、高等専門学校を含む）
- ※ 修学資金は令和3年4月分から貸与されます。

6 返還

貸与を受けた方は、貸付終了の1年後から返還が開始し、月賦均等払で、原則修学資金の貸与を受けた期間内に返還しなければなりません。

ただし、7の返還猶予の要件に該当する場合は所定の期間、返還が猶予されます。

なお、返還猶予期間中に鳥取県外に転出したり、理学療法士等の業務を廃止したりしたときは直ちに返還となります。

※ 退学された場合は、退学の翌月から返還が開始されます。

7 返還の猶予

貸与を受けた方が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の履行を猶予することができます。

- (1) 養成施設を卒業後、大学院の修士課程又は博士課程に進学し、これらの課程に在学しているとき。
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を取得していない場合であって、養成施設を卒業後2年を経過する日までの間にあるとき。
- (3) 県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しているとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったとき。

※ 出産、育児など上記以外にも猶予になる場合があります。

8 返還の免除

貸与を受けた方が、次のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務について条例で定める額を免除することができます。

(1) 返還債務の全部

- ① 養成施設を卒業した日から2年以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を取得し、かつ、県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事し、引き続き理学療法士等修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上その業務に従事したとき。
- ② 県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

(2) 返還債務の全部又は一部

- ③ ①の場合を除き、県内において理学療法士等修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事したとき。
- ④ ②の場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき。

9 問合せ・申請書提出先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 医療政策担当

電話：(0857) 26-7207

FAX：(0857) 21-3048